

【アレルギー】

1. アレルギー医療対策について

- アレルギー疾患は国民の二人に一人が罹患していると言われており、中には急激な症状の悪化を繰り返したり、重症化により死に至ったりするものがあり、職場、学校等のあらゆる場面で日常生活に多大な影響を及ぼしている。
- こうした状況を鑑み、平成27年12月に「アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）」（以下「法」という。）が施行され、平成29年3月には「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成28年厚生労働省告示第76号）」（以下「基本指針」という。）が策定された。これにより、地方公共団体の責務として、地域の特性に応じた施策を実施することが定められたことをふまえ、本県におけるアレルギー疾患対策を総合的に進める。
- なお、本計画でのアレルギー疾患とは、法第2条の定義に基づき、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー、その他アレルゲンに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身的反応に係る疾患であって政令で定めるものを指すこととする。

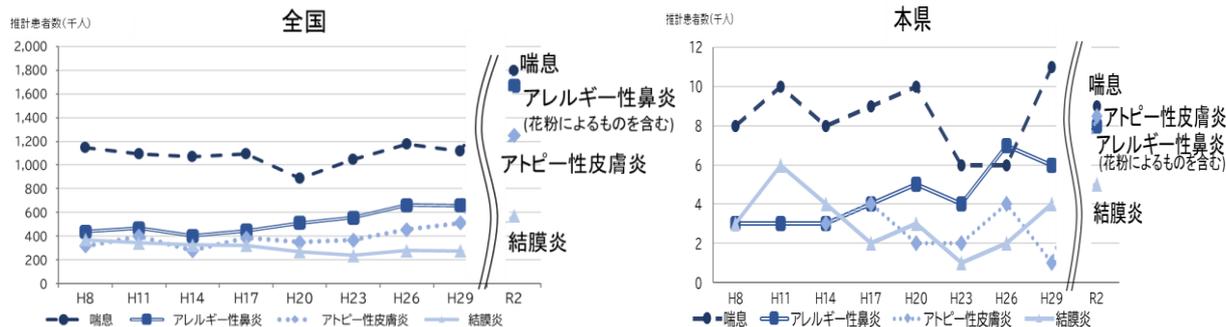
2. アレルギー医療対策の現状と課題について

- アレルギー患者数は増加傾向がみられ、若年層患者が多い傾向にある。
- アレルギー医療提供体制については、地域間において差がみられる。
- アレルギー疾患の発症・重症化の予防や症状の軽減、アレルギー疾患医療提供体制の整備と医療の質の向上、アレルギー疾患患者等を支援するための環境づくりが課題である。

（1）アレルギー疾患患者の状況

- 厚生労働省が実施している患者調査のデータを基にした推計では、全国において、アレルギー疾患により医療機関を受診する患者数は増加傾向にある。本県においても同様に、患者数全体では増加傾向がみられる。
- 人口10万人あたりの患者数については、本県は全国よりも少ない。
- 全国の年齢別患者構成割合を見ると、全体的に0～19歳の若年患者が多い傾向にある。

図表 アレルギー疾患推計患者数の年次推移（左：全国、右：本県）



資料：患者調査（総患者数、性・年齢階級×傷病小分類別）厚生労働省

調査の概要

○調査の時期：10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定める日において実施。（定点調査）

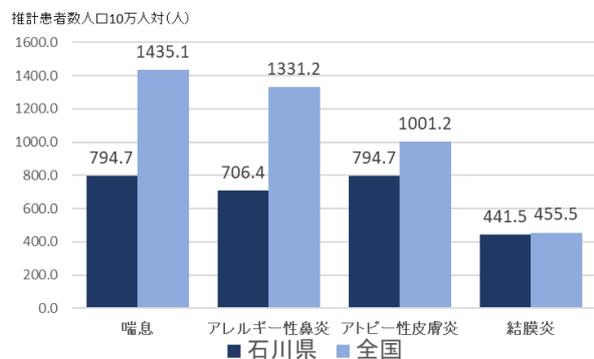
○推計患者数：患者調査において、調査日現在、継続的に医療を受けている者（調査日に医療機関を受診していない者も含む。）の数を、算式により、推計したもの。

[総患者数 = 入院患者数 + 初診外来患者数 + 再来外来患者数 × 平均診療間隔 ※ × 調整係数 (6/7)]

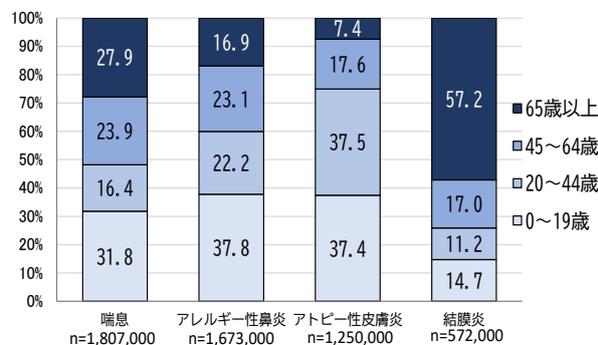
※令和2年から、平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限が変更された。平成29年以前：31日以上を除外、令和2年以後：99日以上を除外

○結膜炎：非アレルギー性の結膜炎患者を含む。

図表 アレルギー疾患推計患者数（令和2年）



図表 全国アレルギー疾患の年齢別患者構成割合（令和2年）



資料：患者調査（総患者数、性・年齢階級×傷病小分類別）厚生労働省

(2) 本県における医療圏別アレルギー医療提供体制

○本県における人口10万人あたりのアレルギー専門医数をみると、石川中央医療圏では6.0人と最も多く、最も少ない能登北部医療圏では1.6人となっており、地域間において差がみられる。

○本県における人口10万人あたりの医療圏別アレルギー疾患診療のある医療機関数をみると、大きな差は見られず、比較的どのエリアでも身近で受けられる体制であるものの、専門外来などは南加賀や石川中央の医療圏が中心となっている。

図表 本県における医療圏別アレルギー専門医数、アレルギー疾患診療のある医療機関数

(単位：人)

医療圏	アレルギー専門医		アレルギー疾患診療のある医療機関			(参考) 人口 (令和2年) (千人)
	人口10万人あたりのアレルギー専門医数	アレルギー専門医数 (令和5年8月1日現在)	人口10万人あたりのアレルギー疾患診療のある医療機関数	アレルギー疾患診療のある医療機関数 (令和4年現在)	専門外来のある医療機関数	
南加賀	4.0	9	44.2	99	7	225
石川中央	6.0	44	46.6	340	21	711
能登中部	2.5	3	39.8	47	0	116
能登北部	1.6	1	47.5	29	1	59
全県	5.0	57	45.5	515	29	1111
参考：全国	3.5	4,445				126,146

資料：一般社団法人日本アレルギー学会ホーム、石川県医療機能基礎調査、国勢調査

(3) アレルギー医療対策の課題

【アレルギー疾患の発症・重症化の予防や症状の軽減】

- アレルギー疾患は、多様で複合的な要因が発症及び重症化に関わっており、有病率が高く、日常生活に多大な影響を及ぼしている。
- インターネット等にはアレルギー疾患の原因やその予防法、症状の軽減に関する情報があふれており、誤った情報により、病状が悪化することがある。
- 患者やその家族、患者を支援する関係機関の職員等が、科学的知見に基づいた正しい情報を入手できるような情報提供や普及啓発が必要である。
- アレルギー疾患は、アレルゲンの曝露の量や頻度等の増減によって症状の程度に変化が生じる特徴があるため、患者の生活する環境の管理等に大きく影響される。
- アレルギー疾患の発症や重症化を予防・軽減するためには、アレルゲン回避を基本とし、免疫寛容の誘導も考慮しつつ、患者を取り巻く生活環境の改善が重要である。

【アレルギー疾患医療提供体制の整備と医療の質の向上】

- アレルギー疾患医療の提供体制に地域間格差が見られているため、患者が居住する地域や年代に関わらず適切な治療を受けられるよう、アレルギー疾患医療の提供体制の在り方に関する検討を行い、整備を図ることが重要である。

- アレルギー疾患医療の専門的な知識や技能を有する医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士等の医療従事者全体の更なる資質向上が重要である。

【アレルギー疾患患者等を支援するための環境づくり】

- アレルギー疾患の発症予防や生活の質の維持向上には、疾患が正しく理解され、適切な支援を受けられることが重要なため、保育所や学校等の関係者、患者やその家族に関わる機会が多い保健師、助産師、看護師、管理栄養士、栄養士等に対して、疾患に対する適切な知見を得られる研修機会を確保することが重要である。
- 緊急時に備え、医療機関等と連携を図り、協力体制を整えるほか、日頃から、患者やその家族が適切な対応を行うことができるよう、情報提供を行う必要がある。

3. アレルギー医療対策施策の方向

【目的（目指す方向）】

- アレルギー疾患に対する理解を深め、適切に対応できる県民の増加

【目標】

- アレルギー疾患に関する知識の普及および発症・重症化予防
- アレルギー疾患医療提供体制の確保
- アレルギー疾患患者等を支援するための環境づくり

(1) アレルギー疾患に関する知識の普及および発症・重症化予防

【アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及】

- 県ホームページ等における情報発信

患者や妊婦、その家族及び関係者が、アレルギー疾患に関する正しい知識に基づき、アレルゲンの回避や適切な自己管理に取り組めるよう、県ホームページ等において、国や関係学会等が提供している情報を入手できるホームページ等を周知し、関係団体と連携して普及啓発に取り組む。

- 一般県民向け講習会等の実施による普及啓発

患者やその家族等を含めた一般県民向けの講習会や相談会等を、拠点病院等と連携して開催し、アレルギー疾患に関する正しい知識の啓発に努める。

【生活環境の改善】

- 大気環境における対策

光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）等の大気汚染物質が高濃度になった際、注意報等を発令し、県ホームページ等を利用して県民に情報提

供を行う。

○花粉症対策

花粉症の原因の一つであるスギの花粉飛散量を予測・観測し、県ホームページ等で情報提供を行うほか、地域の重要な森林資源としてのスギを活かしつつ花粉症対策を進める一手段として、花粉症対策スギの育種等も進める。

○アレルギー物質を含む食品適正表示の徹底

アレルギー物質に関する適正な表示について、食品関連事業者等に制度の周知および指導を行うとともに、食品衛生法に基づく営業許可・届出施設および事業者に対して監視指導や収去検査を実施し、アレルギー疾患患者の食品の安全を確保するために法令遵守の徹底を指導する。

○たばこ対策、受動喫煙防止対策

たばこの煙は、気管支ぜん息の発作や悪化等に影響することから、受動喫煙が生じない環境づくりを推進するとともに、喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響等について情報提供や普及啓発を図る。

(2) アレルギー疾患医療提供体制の確保

【アレルギー疾患医療を提供する体制の整備】

○アレルギー疾患医療拠点病院の整備

本県におけるアレルギー疾患医療の中心的な役割を果たす「石川県アレルギー疾患医療拠点病院」（以下「拠点病院」という。）として、令和3年7月に国立大学法人金沢大学附属病院を選定した。

拠点病院は、一般病院等からの紹介に応じて重症及び難治性アレルギー疾患患者の診療を行うほか、医療従事者等への研修、県民への適切な情報の提供などを通じて、アレルギー疾患医療の質の向上を図っていく。

○アレルギー疾患医療における連携体制の構築

アレルギー疾患医療全体の質の向上には、地域の診療所や一般病院、拠点病院等が相互に連携協力することが必要である。また、薬局は、患者への適切な情報提供や服薬指導のほか、服薬情報や副作用等の情報について、処方を行った医師へフィードバックを行うこと等が求められる。

科学的知見に基づく適切な医療を提供できるよう連携体制の構築を推進する。

○石川県アレルギー疾患医療連絡協議会の開催

「石川県アレルギー疾患医療連絡協議会」を開催し、専門医、医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、関係団体の意見を取り入れながら、診療連携体制の検討や、情報提供、人材育成等の施策の企画・立案、事業の評価、その他アレルギー疾患対策について推進していく。

【専門的な知識や技能を有する医療従事者の育成】

- かかりつけ医をはじめ、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士等を対象に、拠点病院等と連携して研修を実施し、最新の科学的知見に基づく適切な医療についての知識と技能の向上を図る。

(3) アレルギー疾患患者等を支援するための環境づくり

【アレルギー疾患患者を支援する人材育成】

- 保健師等を対象とした人材育成
地域における患者やその家族に対する支援を充実させるため、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、栄養士等を対象とした人材育成の機会の確保に努め、アレルギー疾患に対する専門的な知識と技術の向上を図る。
- 保育所、学校等の教職員等を対象とした研修機会の確保
患者が日常的に生活している保育所などの児童福祉施設や放課後児童クラブ、学校等の教職員等に対して、基本的な知識に加え、緊急時の対応に備えた体制の確立を図るため、国、県、関係団体等が作成するガイドラインやマニュアル等を周知するとともに、アレルギー疾患の正しい知識の習得の機会の確保に努める。
また、老人福祉施設や障害者支援施設等に対しても、職員等アレルギー疾患の正しい知識が普及されるよう、研修受講等について必要な周知に努める。

【アレルギー疾患患者を支援するための連携協力体制の確保】

- 関係機関との連携協力体制の確保
保育所や学校等において、患者が急激なぜん息発作やアナフィラキシーショックを引き起こした際に、適切な医療を受けられるよう、事前に職員間で情報共有をするとともに、医療機関や消防機関等との連携を図り、迅速な協力を得られるような体制を確保する市町の取り組みを支援する。
- 相談体制の整備
患者やその家族等からの相談に適切に対応できるよう、国や関係機関が設置する相談窓口について、県ホームページ等で周知する。

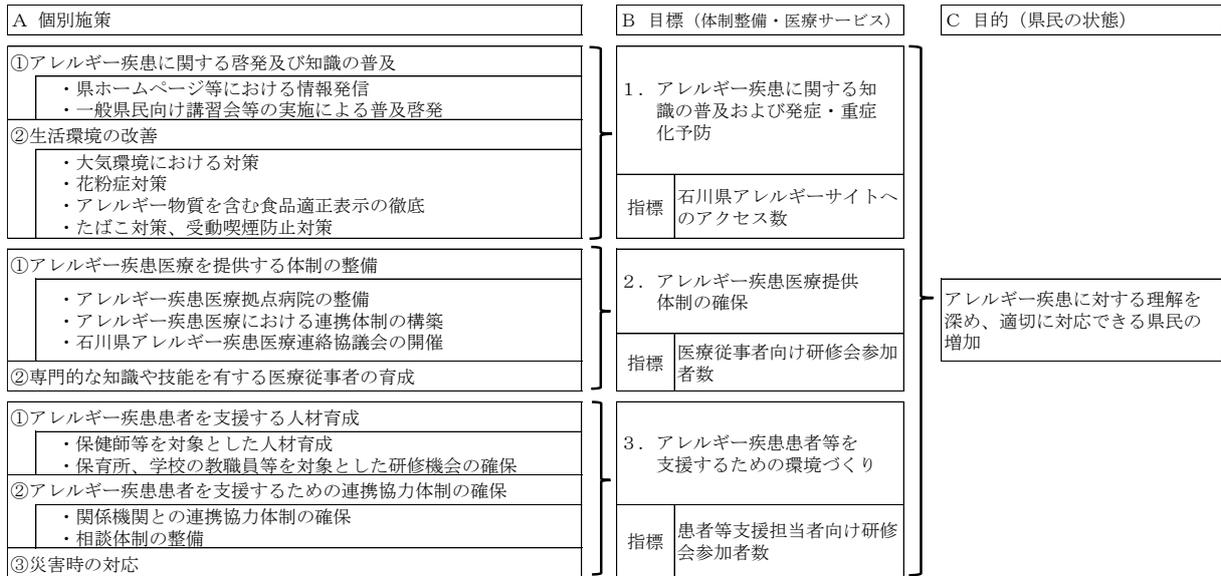
【災害時の対応】

- 災害に備えた取り組みの周知
アレルギーに対応した食料の備蓄や、避難所での過ごし方など、平常時からの災害への備えや災害発生時における対応について、患者やその家族、関係者等に対して国や関係機関が発信している情報を市町等と連携し周知する。

○災害時の医療提供体制

能登半島地震後の医療提供体制を踏まえ、医療機関、関係団体の連携体制について、検討する。

施策・指標マップ



数値目標

分類	指標		現状値 (R4年度)	目標値	
	名称	出典・説明		R8年度 (中間年)	R11年度 (最終年)
	石川県アレルギーサイトへのアクセス数	石川県HPによる集計	2291アクセス	増加	増加
	医療従事者向け研修会参加者数	アレルギー医療従事者研修会等の参加者数	22名 南加賀：0名 石川中央：17名 能登中部：3名 能登北部：2名	増加	増加
	患者等支援担当者向け研修会参加者数	アレルギー疾患患者等支援担当者研修会等の参加者数	40名 南加賀：11名 石川中央：15名 能登中部：11名 能登北部：3名	増加	増加

アレルギー医療対策の医療提供体制

